

青森のおいしい健康応援店認定事業実施要領

(目的)

第1 県は、青森県健康増進計画「健康あおもり21（第2次）」の栄養・食生活分野において目標としている「肥満予防」「食塩摂取量の減少」「野菜摂取量の増加」を踏まえた食事メニューの提供を行う飲食店等を「青森のおいしい健康応援店」（以下「健康応援店」という。）として認定し、県民が外食等を利用する際に適切なメニューを選択できる食環境の整備を図ることを目的として、「青森のおいしい健康応援店認定事業（以下「事業」という。）」を実施することとし、事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 実施主体は青森県とし、地域健康福祉部保健総室（以下「保健総室」という。）において第4に規定する調査、認定、認定の変更及び廃止に係る事務及びこれらに係る相談の受付を行う。

(定義)

第3 「青森のおいしい健康応援店」とは、別表中のいずれかのメニューに対応する要件に該当するものとして認定を受けた飲食店又は総菜店（以下「飲食店等」という。）をいう。

(事業内容)

第4 「青森のおいしい健康応援店」の認定等の手続きは次のとおりとする。

(1) 申込み

「青森のおいしい健康応援店」の認定を受けようとする飲食店等は、当該飲食店等の所在地を所管する保健総室に対し、「青森のおいしい健康応援店認定申請書兼台帳」（様式1）を提出するものとする。

(2) 調査

前号の認定申請書を受理した保健総室は、当該飲食店等の認定申請書に記載された内容が、別表に掲げたメニューに対応する要件への該当の可否について調査するものとする。

(3) 認定

保健総室は、前号の調査の結果、当該飲食店等の認定申請書に記載された内容が、別表に掲げたメニューに対応する要件に該当すると認めるときには、当該飲食店等を「健康応援店」として認定し、申請飲食店等に調査結果を通知するとともに、「青森のおいしい健康応援店四半期報告名簿」（様式4）（以下「名簿」という。）に登載し、当該「健康応援店」に対して「青森のおいしい健康応援店認定マーク」（様式6）（以下「認定マーク」という。）を交付する。

(4) 表示

「健康応援店」は、前号により交付された認定マークを店内外の利用者から見えやすい場所に掲示するとともに、健康応援店に該当することになったメニューについて、利用者にわかりやすいように表示するものとする。

(5) 認定内容の変更

- ①「健康応援店」は、第4(3)の認定内容の変更を受けようとするときは、当該「健康応援店」の所在地を所管する保健総室に「青森のおいしい健康応援店」の内容変更届出書(様式2)を提出するものとする。
- ②前号の届出書の提出を受けた保健総室は、当該届出書の内容を調査し、その結果を当該「健康応援店」に通知するとともに、変更の内容を名簿に登載するものとする。

(6) 認定店の辞退又は廃止

- ①「健康応援店」は、その認定を辞退しようとするときは、「青森のおいしい健康応援店」認定辞退届出書(様式3)を当該「健康応援店」を所管する保健総室に提出するものとする。
- ②保健総室は、前号の届出を受理したときは、当該「健康応援店」を名簿から削除するものとする。
- ③前号に掲げるもののほか、保健総室は年に1回、「健康応援店」の活動状況の確認を行い、当該「健康応援店」が廃業していることが確認できた場合、又は飲食店営業の廃止届出等で営業していないことが確認できた場合は、職権で名簿から削除できるものとする。

(制度の周知及び普及)

第5 県は、調理師、飲食店関係者等を対象とした研修会・講習会・会議等の活用、広報やマスメディアの活用、栄養士会及び食生活改善推進員等との連携等により事業の周知及び普及を図るものとする。

(報告)

第6 保健総室は、四半期ごとに名簿をがん・生活習慣病対策課へ提出し、同課は、「青森のおいしい健康応援店名簿集計表」(様式5)を保健総室へ送付する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項はがん・生活習慣病対策課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月13日から施行する。

別表

メニュー	要件
①エネルギー控えめメニュー	ア 揚げないメニューがあること イ 利用者の注文に基づき主食量の調整（量を減らす）ができること ウ エネルギー控えめのマヨネーズやドレッシング（カロリーーフ、ノンオイル等）が選択できること
②塩分控えめメニュー	ア 汁物の塩分濃度が0.8%以下であること ・塩分濃度計で確認した結果であること イ 薄味調理ができること ウ 減塩タイプのしょうゆ又はソース等が選択できること
③野菜たっぷりメニュー	※野菜には芋類、きのこ類、海藻類は含まない ア 1食で120g以上の野菜を使用していること イ 単品で80g以上の野菜を使用していること

※メニューの申請は、ア～ウのいずれかに該当する場合を対象とする。